

令和8年7月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

令和8年7月17日（金）午後2時00分から午後3時37分まで

2 開催場所

伊勢原市役所 3階 3A会議室

3 教育長及び委員

教育長	宮村 進一
委員（教育長職務代理者）	濱田 光子
委員	福田 雅宏
委員	桑原 公美子
委員	長塚 繁昭

4 説明のために出席した職員等

教育部長	熊澤 信一
学校教育担当部長	今井 仁吾
参事（兼）教育総務課長	瀬尾 哲也
施設担当課長	畠山 純徳
学校教育課長	村井 秀直
教育指導課長	西野 厚志
教育センター所長	浦川 美紀
社会教育課長	青木 優
歴史文化担当課長	梶 篤史
図書館・子ども科学館長	秋山 喜則

5 会議書記

教育総務課主事	萩原 ひかる
---------	--------

6 傍聴人

0人

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長職務代理者報告

日程第3 教育長報告

（1）市議会6月定例会における一般質問の概要について

【資料1：教育部長、学校教育担当部長】

（2）令和8年度夏季休業期間中の児童生徒指導について

【資料 2：教育指導課長】

(3) 小学校音楽鑑賞会推進事業の実施について 【資料 3：教育指導課長】

(4) 第 31 回いせはら市展の実施報告について 【資料 4：社会教育課長】

日程第 4 議案第 24 号 大山小学校の在り方検討に向けた基本的な方針の策定について

日程第 5 議案第 25 号 第 2 期伊勢原市文化財保存活用地域計画策定の基本方針について

日程第 6 議案第 26 号 伊勢原市学校給食運営審議会規則の一部を改正する規則について

日程第 7 議案第 27 号 令和 9 年度伊勢原市立小学校使用教科用図書の採択について

日程第 8 議案第 28 号 令和 9 年度伊勢原市立中学校使用教科用図書の採択について

日程第 9 議案第 29 号 令和 9 年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

【非公開】

日程第 10 報告第 1 号 教育委員会事務局職員の懲戒について

その他

----- ○ -----
午後 2 時 0 0 分 開会

○教育長【宮村進一】 皆さん、こんにちは。定刻となりました。本日の出席委員は 5 名で、教育長及び在任委員の過半数以上が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に基づきまして、ただいまから教育委員会会議を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の皆様にお諮りしたいと思います。本日審議いたします日程第 10 につきましては、審議内容に人事案件を含みます。よって、日程第 10 につきましては、伊勢原市教育委員会会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき非公開にしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。挙手全員。よって、日程第 10 については非公開とさせていただきます。

それでは、教育総務課長から、資料の確認をお願いします。

○参事(兼)教育総務課長【瀬尾哲也】 (資料確認)

○教育長【宮村進一】 皆さん、よろしいでしょうか。

○教育長及び委員全員 (了承)

----- ○ -----
日程第 1 前回議事録の承認

○教育長【宮村進一】 それでは、日程第 1 「前回議事録の承認」について、お願いします。

○教育長及び委員全員 (承認)

----- ○ -----
日程第 2 教育長職務代理者報告

○教育長【宮村進一】 それでは続きまして、日程第 2、教育長職務代理者報告です。濱田委員から御報告をお願いいたします。

○委員【濱田光子】 6 月 25 日にオンラインにて開催された「令和 8 年度市町村教育委員会研究協議会」に出席しましたので、報告いたします。当日はテーマごとにグループに分かれて行われました。私が参加したグループは、「地域と学校の連携・協議について」がテーマで、6 市の教育委員で約 2 時間半余りにわたって情報交換を行いました。司会進行の古河市の篤教育委員を中心に、事前提出のあった資料をもとに各教育委員会の状況を数分ずつお話された後、質疑応答がありました。

今回のグループ分けについては、文科省が行っており、大阪府から2市、福岡県から2市ということで、地域が偏っているのではないかと感じたのですが、人口を見るとほぼ10万人前後の自治体なので、人口規模が共通した自治体をベースにされたのかなと思って話を伺いました。

その中で、まずは伊勢原市の実態をお話しさせていただき、今後の地域の活性化や、子どもたちに対して地域がどうやって関わっていくかという、まだまだ課題があるような話をさせていただきました。

次に福岡県の春日市と大野城市は、立地的に市が隣り合わせですが、近くにあるながらもかなり色が違うと感じました。

どの自治体も伊勢原市と同じように体制は整ってきたけれど、これからどういうふうに関わりと学校教育が結びついていくかという課題が大きい中、印象的だったのが、大阪府の河内長野市と福岡県の春日市のお話でした。

特に春日市について、実質的にコミュニティスクールが始まったのが、平成17年で相当早く導入が始まったとのことでした。ほかの教育委員会に関しては令和に入って整えてきたというような中で、平成22年には全校に導入が済んでおり、もちろん歴史があるからなのだと思いますが、「大人の育ちも大事にしたい」というような言葉がありました。子どもたちを地域と学校で見守っていくことはもちろんだけれども、子どもたちを見守ることで地域が活性化して、大人も育っていく。高齢者だからもう育ちがないからということではなくて、やはり生涯、前向きな姿勢を持つのが地域としてあるべき姿じゃないかなというような言葉を述べられているのが非常に印象的でした。

春日市は人口が11万人と伊勢原市より多く、運営委員が20人の組織でつくられているとのこと、かなり人数の多い組織になっていました。

あとは、若い人たちを委員の中に入れたいという話があり、20代の方を2人ずつぐらいは入れているというお話をされていたのが非常に興味深かったです。

あと、大阪府の河内長野市は、PTA会長がメンバーとして加わっておられたのですが、印象的だったのが、公民館と小学校の複合化を行っており、学校の規模が縮小された中で、学校の中に公民館を置いて、一緒に機能を持って活動しているそうです。新たな建物を建てる予算もないし、学校の建物に一般の方々が来ることによって、子どもたちも、常に社会人というか、保護者ではない方々が学校の中にいることに対して、世代間交流、地域学習活動というのが非常に前向きに進めやすくなっているというような話を伺って、地域住民の方々が学校運営に参画する仕組みづくりを非常に積極的に取り組んでいるというような話を伺いました。また伊勢原市の中では、どちらかといえば我々が子どもたちを育てるという、上からの目線のような感じがどうしても強いのですが、春日市もそうなのですが、みんなで共に、子どもたちと一緒に地域を守り、地域愛というものをいろんな活動の中で学ばせていきたいということを言うておられました。

他には、茨城県の古河市ですが、人口が13万、学校が小中合わせて32校あるそうです。令和5年には全校導入をしていて、わりと本市と同じような登下校の見守り、除草作業、学校行事への参加というような伴走支援なんだけれど、も

う少し前向きに学校運営協議会として動けるにはどうしていったらいいのかなというのを課題だということをおっしゃっていました。

あとは、先ほどの福岡県春日市の隣にある大野城市なのですが、本市の「いせはら未来っ子クラブ」と同じような「ランドセルクラブ」という組織をつくって、「共育」、共に育てるという教育に対して力を入れていきたいとお話しされました。あとは、中学校区という大きな組織の中で、大人たちも小学校区でなくて中学校区という区分の中で何ができるか、小学校の枠を超えて共に何かイベントをやっていこうよというようなことで、各教育委員会がいろいろな取組を行っていることがとても印象的でした。

ただ、体制は整えたけれど、本当に子どもたちのために地域がどこまで携わっていて、どういうふうな仕組みをつくっていったらいいのかというのは、春日市に関してはかなりもう出来上がってきているかと思うのですが、ほかの市に関しては、やはりいろいろやりながら検討しており、大学の先生も協議会の委員に入っているというようなお話もありました。あとは若い方に加わってもらうとか、委員の選任の仕方に関しても、それぞれの地域の特性があるのだと思いますが、ベッドタウンだとか人口の過疎化だとか、財政状況等の背景があるかと思うんですけれども、やはり子どもたちを多方面から見守る大人が一つになって、自分の住んでいる市をどういうふうに捉えて、これから守っていこうかという地域愛みたいなものをどうやって育てていけたらいいのかなということを、学校運営協議会の中で大きなテーマとして考えていきたいというようなことを皆さんおっしゃっていました。

伊勢原市でも形は整ったとはいえ、何となくまだ形骸化しているような状況なども感じる部分がありますが、本当に子どもたちと地域とをどうやって結びつけていけるかということは、どこの教育委員会も大事なことでと捉えていることを考えさせられた会議でした。

以上です。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

ただいまの報告、説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

いただいたこの情報や、濱田委員御自身の御意見、御指摘、本当にそのとおりという部分もございますので、また本市も、コミュニティスクールと地域学校協働活動をコラボさせながら、実効性を高めていきたいなというふうに思います。

今回の協議会に参加している各教育委員会は、多分同じような課題があると思います。せっかくこういうつながりができたので、また事務局のほうでも必要があれば、この自治体の担当の方といろいろやり取りをして、情報共有してください。

ありがとうございます。

----- ○ -----

日程第3 教育長報告

○教育長【宮村進一】 それでは、続いて日程第3、教育長報告となります。

本日は4件、まず1件目は市議会6月定例会における一般質問の概要について、所管部長から報告をお願いします。

○教育部長【熊澤信一】 資料の1を御覧ください。市議会の6月定例会が6月3日から23日まで、21日間の会期で開催されました。会期中3日間にわたりまして、市政運営上の疑問点等について問いただす一般質問が行われまして、教育委員会関連の質問が4人の議員からございましたので、概略を主な所管部長から報告いたします。なお、該当の質問につきましては、この資料の中で網かけにて表記してございます。

資料を1ページおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

左端の番号で3番でございます。長嶋議員から、教育行政につきまして、2の（1）といたしまして、教育環境の整備に関する質問がございました。

まず、壇上からは、学校施設個別施設計画の基本的な考え方、そして施設の老朽化の現状と施設改修の考え方について質問がございまして、さらに再質問ではこの計画の詳細、トイレ改修と洋式化率の現状、学校プールの考え方について、さらには学校施設の適正規模・適正配置の認識と今後の取組についてと、大変多岐にわたる御質問がございました。

特に学校プールにつきましては、現在取り組んでおります今後の学校プールの在り方、こちらの検討におきまして、民間施設の活用拡大や自校プールの改修による使用継続、さらには授業における実技の必要性、また市民利用も前提といたしました拠点プールの整備など、総合的な観点から複数の手法を検討いたしまして、その中から方向性を整理していきたいと考えている旨、答弁をしてございます。

また、適正規模・適正配置の取組に関しましては、昨年度策定をいたしました小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針を踏まえまして、大山小学校の対策につきまして、今年度から関係者の声を十分に聴取しながら検討を進めていくこと。また、きめ細やかな教育の実現等を図るため、義務教育期間9年間の連続性を生かした小中一貫教育の検討を行っていく旨、答弁をしてございます。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 続きまして私のほうから、発言の順番4番の森尾議員から、市立小中学校の職員の働き方改革について、大きく3つの質問が出されました。

まずは（1）のいわゆる給特法の改正についての御質問がありました。業務量管理・健康確保措置実施計画の策定や実行、また、在校等時間の実態把握、そして、約50年ぶりとなる4%から10%への教職調整額が引き上げられることなどについてお答えをいたしました。

続いて（2）の時間外在校等時間についての御質問につきましては、市内小中学校の教職員の状況について、月平均45時間以上の先生の割合は、令和6年度

と比べ7年度は小中学校共に徐々に減少している現状であること。各学校におきましては、定時退校日の設定や会議時間の短縮、会議の回数の見直しといった各校の状況等を踏まえながら、様々な取組を実施している旨お答えをしております。

また、(3)の業務の3分類についての質問がありまして、その中で、録音機能付電話機の導入や、学校プールや体育館等の施設設備の管理など、様々な観点で御質問をいただきました。

電話機につきましては、現在の導入状況をお答えするとともに、今後できるだけ速やかに全校に導入を進めていきたいと考えていること。また、学校プールにつきましては、現在取り組んでいる今後の学校プールの在り方検討において、民間施設を活用した水泳授業の拡大や、プール槽の清掃業務委託等による教員の負担軽減など、多角的な視点から、様々な手法について有効性と実現の可能性を検討しており、今後の方向性を示してまいりたい旨、教育部長からお答えをしております。

さらに、その他といたしまして、学校におけるフッ化物洗口について、厚労省・文科省の通知に対しての本市の考え方について、お尋ねがありました。

学校における働き方改革、業務の3分類に基づく業務削減が求められている中、新たな取組を学校に導入するためには、文部科学省通知を踏まえ、教職員に過度な負担を強いることがないように、その手立てに十分な工夫や配慮が必要になると考えている旨お答えをしております。

続きまして4ページ、発言順の13番目、岸議員からです。大きな質問1番、戦争が近づいているといった御質問の中で、本市の平和教育の趣旨等についてお尋ねがございました。

小中学校における平和教育については、学習指導要領に基づき、主に社会科や道徳、総合的な学習の時間などの取組を通し、児童生徒の発達段階に応じて適宜適切に行われていること。その平和教育の趣旨・目的の一つとして、社会科の目標に示されているように、グローバル化する国際社会において、平和で民主的な社会の形成者として必要な資質・能力の基礎を育成することを目指すものと認識している旨お答えをしております。

さらに再質問といたしまして、教育における政治的中立ということをどのように捉えているかという御質問がございました。

学校における政治的中立性の確保については、身の回りの出来事や現実の社会で起きている課題には様々な見方や考え方があることを踏まえ、その様々な見方・考え方を提示した指導を行っていることや、児童生徒から多様な意見を引き出せるように、発問や資料、環境設定等に配慮し指導を行っている旨お答えをしております。

続いて15番目、川添議員からは、多様性を尊重する教育・啓発の推進について、大きく3点について御質問がございました。

1つ目の、現状認識と課題認識についての質問の中で、性的マイノリティーや多様な背景を持つ子どもに関する相談・支援事例の把握につきましては、各校では日頃から子ども一人一人が抱える困難を見逃さないよう、複数の教職員の中で

子どもたちの何気ない様子や変化の把握に努めている旨、答弁をしております。

2つ目の学校教育における取組の現状についての質問の中に、いわゆる歯止め規定の誤解による萎縮が生じていないか、また、発展的な指導を行う余地についての市・学校の認識についてお尋ねがございました。

いわゆる歯止め規定については、子どもたちの実態はまさに多様であることから、国の見解に基づき、発展的な指導を行う場合には、個々の教職員の判断だけでなく、教職員全体や家庭・関係機関等との連携を図りながら、児童生徒一人一人の状況に応じた、丁寧で適宜適切な対応や配慮が必要である旨お答えをしております。

続いて3つ目の質問の（4）今後の施策の方向性についてという中で、教職員研修の体系化・定期化など、学校現場の実践力を高める具体的方策についてのお尋ねがございました。

教職研修については、これまでも多様なテーマを設定しており、多様性の尊重についても計画的に盛り込んでいきたいと考えていること。また、本市では学習指導要領の改訂を見据え、今年度から新たな学校研究をスタートさせており、全ての児童生徒の可能性を引き出す、柔軟で新たな教育過程の検討や、児童生徒の自己肯定感・意欲を培う学校風土の醸成を柱として取組を始めているところであるといった旨お答えをしております。

6月議会における教育部関連の4名の議員からの一般質問の概要は以上となります。なお、本日御報告いたしました一般質問の様子につきましては、市のホームページによる配信等が行われておりますので、御確認いただければと思います。報告は以上です。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ないようですので次に移らせていただきます。

2点目は、令和8年度夏季休業期間中の児童生徒指導について、教育指導課長から報告をお願いいたします。

○教育指導課長【西野厚志】 資料2を御覧ください。

夏季休業を迎えるに当たりまして、各学校には、この資料を配付しました。また、校長会を通じまして職員への周知、それから児童生徒への指導をお願いいたしました。夏季休業が、児童生徒はもちろんのこと、職員の皆さんにとっても有意義な期間となるようにお願いしてございます。

まず、1ページ目に、休業前の指導ということで、健康・安全指導の中で、水難事故の防止、交通事故の防止、健康被害の防止、健康管理、それから生活指導の中で基本的な生活習慣の確立、公共ルール・マナーの遵守、それから次のページに移りまして、犯罪防止、犯罪被害の防止、それから緊急連絡体制の確認について記載しております。

その中でも、命の大切さ、それから相手を思いやる心について、児童生徒が自分で自ら考えていく指導も併せてお願いしてございます。

今回記載はしておりませんが、伊勢原警察署長の御協力を得まして、警察庁がつくった公式の闇バイト防止啓発動画に、伊勢原警察署長のメッセージを加えた動画をつくっていただきまして、中学生に視聴してもらい、小学校にも参考送付するなど新しい試みも行っております。

続いて、2ページ目の後半でございます。休業中の対応・留意事項ということで、諸活動による事故防止について、部活動等における安全配慮や悪天候による被害等の防止をお願いいたしました。

また、気にかかる児童生徒につきましては、休業中であっても必要に応じて家庭訪問や連絡を行うなど、丁寧に対応していただき、きめ細やかな指導に努めるようお願いしてございます。

3ページに移ります。休業明けに向けた対応・留意事項ということで、2学期の初めは、児童生徒の心身の状況や行動に変化が現れて、休みがちになったり、学業に気持ちが向かなくなったりすることもあるので、長期欠席児童生徒の状況の把握、課題を抱えた児童生徒については、不安に寄り添ったり、継続的な家庭連絡等、丁寧な相談や指導をお願いいたしました。

3ページの後半から4ページにつきましては、様々な相談機関について、各家庭にも通知をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見、ございましたらお願いいたします。

○委員【濱田光子】 確認なんですけど、休業中の対応のところの2ページの一番下のところ、遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加の移動方法は、5月に他県の高校で事故があったばかりですけれども、どのように整理されたのでしょうか。

○教育指導課長【西野厚志】 基本的には公共交通機関を利用していただきます。また、市内等の自転車での移動については、自転車承諾書という書類をつかって、学校長が必ず事前に確認することになっております。

以上でございます。

○教育長【宮村進一】 補足をすれば、バスを借りたり、職員や保護者の車を利用させていただいたりということもあるようですが、課長から説明があったように、できるだけ公共交通機関や路線バス、あと、バスを借りる際にもきちんと契約をしてくださいと伝えています。自家用車関係についても、当該の保護者はもちろんですけれども、そこに乗り込む生徒の保護者等に承諾を得たり、また、顧問が独自でということではなくて、校長にもきちんと許可を取って対応するように確認をしました。

また、これについては、後から国の通知等も来ているところもありますので、その動きを見ながら、もうこれで決定ということではなく、見直しを図っていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○委員【濱田光子】 はい、ありがとうございます。

○教育長【宮村進一】 ほか、いかがでしょうか。

○委員【福田雅宏】 一ついいですか。意見なんですけれど、この夏季休業とか冬季休業とか春季休業の注意喚起文って、内容はすごくできていると思うんですけど、いつも休みに入る直前に、定例会で資料をいただけるというイメージがあるんです。

1 か月前倒しとかでこういうのを見せていただけると、例えば意見とか修正とかが効きやすいのかなと思います。

○教育長【宮村進一】 これ、実は教育委員会議での報告もそうなんですけれども、学校からもそういった意見をいただく場面もあり、一方で国や県のほうから情報が出てくる時期というのもあって、市としてそれをあまり踏まえ過ぎようとする、肝心の子どもたちへの指導が後からになってしまうので、今年度もかなり努力してくれて、学校への発信は夏休みの1 か月程度前、できるだけ早い段階で発出はさせていただきました。

こちらの教育委員会議ではどうしてもタイミング的に事後報告ということになってしまうんですけど、御意見いただければ、また冬休みとか春休み、来年度の夏休みもありますので、そちらには反映していきますし、この文書になくても、別途注意喚起はできますので、もしお気づきの点とか御意見がありましたら、どうぞおっしゃっていただければと思います。時期については、そのような事情がありますので、御理解ください。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○委員【桑原公美子】 SNSとかインターネットのことが犯罪防止とか犯罪被害防止の中の一つとして入っているんですけど、今、ほかの国では、何歳までは見せるのを控えるというような形で、世界的にもかなり警鐘が鳴らされているので、できれば項目を別に立てたらどうでしょうか。犯罪に巻き込まれるからではなくて、そもそもそれを生活の中に取り入れ過ぎるみたいのところから注意喚起をするくらい、強いメッセージを出してもそろそろいいのかなというふうに思いました。健康面の話だと思いますが、何か項目を1 つ立てて、注目できるような形で入れてもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に移らせていただきます。3 点目、小学校音楽鑑賞会推進事業の実施について、こちらも教育指導課長からお願いいたします。

○教育指導課長【西野厚志】 資料3 でございます。

5 月12 日火曜日、伊勢原市民文化会館大ホールで、小学校5 年生を対象に、神奈川フィルハーモニー管弦楽団による鑑賞会を実施いたしました。演奏曲等は資料に書いてあるとおりでございます。

また、楽器の紹介等もありまして、オーケストラの迫力のある演奏が、児童の好奇心をかき立てて、音楽を愛好する心情と感性を育て、豊かな情操を育成するうえで大変有意義でございました。

別冊のとおり、生徒の感想文を抜粋で御紹介してございますので、また後ほどお読みいただけたらと思います。生で実際の演奏を聴くということの喜びが伝わっている内容かなと思います。

また、公共施設での演奏会でしたので、鑑賞するときのマナーだとかエチケットについても学習する機会となりました。

そして、今回初めてクラウドファンディングで実施をいたしました。4月1日から募集を行いまして、目標額100万円に対しまして、寄附の総額は123万1,000円となりました。全員で106名、うち市内在住の81名の方から御協力をいただきました。

今回、クラウドファンディングを通じまして、いろんな教育活動の取組をホームページやSNSで情報発信することで、多くの市民の皆様に、中学校や小学校への関心や御理解、御協力を得ることができました。これらの取組を学校教育のさらなる充実に向けて取り組むきっかけとしていきたいと思っています。

簡単ではございますが、報告を終わります。

以上です。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問や御意見、いかがでしょうか。

今回これを教育長報告で出させていただいたのは、クラウドファンディングが初めての試みということで報告させていただきました。実施する中でいろいろな御意見もいただいたところですので、この意見を踏まえながら、また今後、事業展開を考えていきたいと思っています。

この鑑賞会自体は、やはり改めて大切な機会だという認識ですので、クラウドファンディングについては、今後どうやっていくかを考えていきたいと思っています。取りあえず今回は報告までということで出させていただきました。

よろしいでしょうか。

それでは、続いて4件目になります。第31回いせはら市展の実施報告について、こちらは社会教育課長から報告をお願いします。

○社会教育課長【青木優】 資料4を御覧ください。第31回いせはら市展の実施結果について報告いたします。

開催期間は前期と後期に分かれ、前期は絵画・版画・彫刻、陶・工芸部門で、6月10日水曜日から6月14日の日曜日まで。後期が書、写真部門で、6月24日水曜日から6月28日の日曜日まで、各5日間、計10日間にわたり中央公民館で開催いたしました。

作品の応募総数は216点、展示総数は235点で、そのうち30人の学生から応募があり、入賞も3人されました。

入場者数は、前期が831人、後期が668人で、合計1,499人でした。前期・後期の最終日にはそれぞれ各部門の審査員の講評が行われ、作品出品者を含めた来場者の方々が、作品を様々な視点から鑑賞できる有意義な機会を提供することができ、また、全期間を通して、多くの協賛者の方や生涯学習ボランティアの御協力を得て開催することができました。

教育委員の皆様方には、お忙しい中、表彰式を含め御覧いただき、誠にありがとうございました。

御報告は以上であります。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

○委員【福田雅宏】 お疲れさまでした。書部門は半分以上学生さんなんです
が、それ以外の部門で学生が少ないなと思いました。もっと学生に出展してもら
う手法とか、この市展を図画工作とか美術の授業の一環として見に来るのもいい
んじゃないかなという意見です。

○教育長【宮村進一】 書部門は、向上高校の部活動の一環として、この機会
に応募しているようではございますけれども、小学生はともかく、市展についてはほかの高
校あたりに案内を出すというのも有効かもしれないです。今、鑑賞の機会として
活用できないかという具体的な御提案がありましたけれども、またいろいろ検討
いただければと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○委員【濱田光子】 去年も申し上げたかと思うんですけど、本当に表彰式
後の審査員の講評を聞かれる出品者の方々の真剣なまなざしが、物すごいパワー
があるなと感じて、審査員の方々の批評が入賞していない方まで含めて一点一点
の丁寧なお話に、出品された方々が熱心に聞き入っていた様子は非常に印象的
でした。

せっかくですので、もう少し入場者数が増えるといいのになと思っています。
どうしたら入場者数を増やすことができるのかというのは、毎年課題だと思うん
ですけれども、今の話で、お子さんの作品が出ると御家族が見に来るし、いろんな
活動をなさっている方々、公民館での活動とかでやっていらっしゃる方々がもっ
と作品を出展されてもいいのかなと。

ただ、かなりレベルは高いんですよね。

○社会教育課長【青木優】 はい。

○委員【濱田光子】 そうですね。だから、趣味の程度でやっているという
のでは臆する部分はあると思うんですけど。

○社会教育課長【青木優】 応募はできるんですが、入選しないと展示はされ
なくなってしまうです。

○委員【濱田光子】 全部が全部展示されるわけではないんですね。

○社会教育課長【青木優】 はい。

○委員【濱田光子】 こんなすばらしい作品があるんだよということを、もっ
とたくさんの人に見ていただきたいなということを毎年感じるものですから、ま
た告知の仕方とか、工夫していただけたらと思います。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。

よろしいですか。

日程第4 議案第24号「大山小学校の在り方検討に向けた基本的な方針の策定について」

○教育長【宮村進一】 続いて日程第4、議案に移ります。議案第24号「大山小学校の在り方検討に向けた基本的な方針の策定について」、提案説明をお願いいたします。

○教育部長【熊澤信一】 それでは、議案書の1ページを御覧ください。議案第24号「大山小学校の在り方検討に向けた基本的な方針の策定について」につきましては、伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針に基づき、大山小学校の今後の検討を進めるに当たりまして、基本的な方針を策定するため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

ページを一枚おめくりください。方針案を御覧いただきたいと思います。

まずは項番の1、検討の目的でございます。令和8年2月に策定をいたしました本市の望ましい学校規模等に関する基本方針におきまして、大山小学校につきましてはいわゆる小規模校として整理をし、令和8年度以降に対応策を検討していくことと位置づけられてございます。

つきましては、将来にわたり望ましい教育環境を確保するため、その対応策を検討し、保護者や地域等との合意形成を図るものでございます。

続きまして、項番の2、大山小学校の児童数の推移と推計、こちらをお示ししてございます。今年4月現在の児童数につきましては、合計で44人でございます。そのうち区域内の児童が22人、小規模特認校制度で区域外から通学する児童につきましても同数の22人となっております。今後も区域内の児童数は減少することが見込まれてございます。

では、次のページを御覧ください。項番の3、対応策の方向性でございます。今後の検討に当たって考慮する学校の区域につきましては、山王中学校区の枠組みの中で検討を行うことといたしまして、対応策の方向性を4つお示ししてございます。上から順番に、「児童数確保による存続」「近隣小学校の分校化」「近隣小学校との統合」「小中一貫校の設置」、この4つをお示しし、地域の実情に応じた対応策を今後検討していくこととしてございます。

ページをおめくりください。項番の4、検討の手順でございます。大山小学校の現状課題の整理でございますとかアンケート調査等によりまして、関係者の意識を把握しながら、市としての方向性につきまして、「（仮称）大山小学校個別計画（案）」としてまとめてまいります。

その後、こちらも仮称でございますが、地元懇話会を設置いたしまして、当該計画案に基づいて、保護者や地域住民等と課題や将来ビジョンの共通認識を図り、よりよい将来の在り方の合意形成に向けて協議を進めるほか、住民説明会を開催するなどいたしまして、丁寧な話し合いを進めてまいります。

次に、項番の5、検討に当たって配慮する主な視点でございます。4つ挙げております。

1つ目といたしまして、児童の学習環境や生活環境等への影響の視点。2つ目といたしまして、通学時の安全確保と負担軽減の視点。3つ目といたしまして、地域の多様な活動拠点としての学校施設機能の視点。最後に4点目といたしまして、学校施設の老朽化への対応の視点でございます。

次のページを御覧ください。項番の6、検討期間中における措置でございます。今後の検討に当たりましては、関係者との話合いに相応の期間が必要となることが見込まれますことから、その間の教育水準及び教育環境を維持するため、児童数の維持・増加に向けた対応を図ってまいります。

このため、現在導入してございます小規模特認校制度を拡充するなど、並行して大山小学校の活性化に向けた取組を推進いたします。

次に項番の7、市内小中学校における小中一貫教育の検討でございます。より一層のきめ細やかな教育を推進するため、9年間を通じた教育課程の編成等によりまして、系統のかつ連続性のある教育を目指す小中一貫教育の検討を市内全域で進めることとし、その結果を踏まえまして、必要に応じて今後の対応策の一つとして整理してまいります。

では、ページをおめくりください。最後になります。項番の8、検討のスケジュールでございます。

先ほど項番の4、検討の手順で御説明した手順に従いまして、まず今年度、令和8年度につきましてはアンケートを実施するとともに、関係者との情報共有や意見聴取の機会の確保に努めながら、大山小学校に関する現状課題を整理してまいります。

これらを踏まえまして、来年度は個別計画（案）を作成し、その年の後半からは地域住民や関係者との協議を進めまして、おおむね2か年をかけて、令和11年度中に個別計画を取りまとめていく予定としてございます。

こちらのスケジュールの下には、小中一貫教育の検討と小規模特認校制度の拡充の取組をお示ししてございます。

私からの説明は以上となります。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

ただいまの提案説明につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いします。

○委員【福田雅宏】 地元の方々との話合いの時に使用する資料について一つ提案させてください。2ページの対応策の枠の中の項目について、例えば初めての方だと、対応策のそれぞれのメリットやデメリットが分からないと思うんです。次ページ5番の「検討に当たって配慮する主な視点」というところにかかってくるかと思いますが、これをうまくリンクさせた資料があったほうが、初めて見た人は分かりやすいのかなと思いました。

○教育部長【熊澤信一】 ありがとうございます。地域の方々へ説明の機会など、いろんな機会があると思うんですけれども、なるべく分かりやすく、御理解

いただけるような説明、資料提供をしていきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長【宮村進一】 今の部分でいえば、2月に策定した学校規模等の基本方針の中に、想定されるメリット・デメリットが詳しくあるので、相手方のニーズによってはそれらを示していきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。お願いします。

○委員【長塚繁昭】 何度かこういう話の機会を設けてきて、非常に地域の方たちのお考えに寄り添った、そういう進め方になっているんじゃないかなと考えています。特に、4ページの検討に当たっては関係者との丁寧な話し合いに数年の期間が必要となると。そういうことも踏まえて、十分に話し合いをしながら進めていきますよということが伝わる内容かなと思います。

具体的には、このアンケート調査の中で、地域の方が実際に課題というのが見つかるといえるのか、それぞれ皆さん持っている課題が違うと思うんです。実際に今、大山小学校に通っている保護者の方の課題、もしくは、もう子どもは卒業してしまったんだけど、地域として学校があった方が良くと思うなどそれぞれ皆さん、立場によって課題が違いますが、それをどう整理していくかというのは、大変な作業だと思います。ただアンケート調査でそういう具体的などころが見えてきて、よりよい方向性を探っていければいいのかなと思います。

その中で1個だけ。4ページの、6の「検討期間中における措置」の中の2つ目の丸で、「並行して大山小学校の活性化に向けた取組を推進します」とあるのですが、具体的にどういうことを指しているのか、分かれば教えてもらいたいです。

○教育部長【熊澤信一】 具体的に今ここでお示ししているのは、現在行っている小規模特認校制度の対象者を拡大していくといったところを一つお示ししております。そのほかの活性化に向けた取組につきましては、事務局の方でも幾つか、今後検討していくことになるんだろうと思いますし、これから行われます地域との意見交換の中でも、地域の方からもいろいろ御意見をいただきながら、必要に応じて取組として進めていければと思います。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 部長が申し上げたとおりですが、大山小学校のこれまでの活動というのが、この地域、または歴史に関わった、例えば狂言や能など、そういうことも含めながら、これまであった取組を中心として、活性化を図っていきたいということを考えています。

○委員【長塚繁昭】 上の段は、特認校制度を使つての受入れの制度的な問題であって、特認校制度の中で、こういう特色があることを掲げていますよね。だから、それを広く発展して魅力ある学校づくりということになってきますよね。全く新しいものを何かするというのはなかなか難しいとは思いますが、分かりました。

○教育長【宮村進一】 やはり一番足りないのは周知・広報じゃないかと思います。新しい取組を新たに見いだすというよりも、今までやってきていることを、多分御存じない市民の方が当然いらっしゃると思うので、それが活性化の一つ、

もしかしたら一番大きいところかなと思っています。

○委員【長塚繁昭】 悪い受け取り方をすれば、それでは今まで大山小学校は活性化していなかったかのように受け取られる場合もあるので、具体的な活性化の手法を持っていたほうがいいかなというふうに思いましたので質問しました。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

もう一つ、先ほど部長が説明をされる中で、今の4ページの下の段の小中一貫教育のところで、部長の言葉では、1丸目の中で「全市的な検討を進めます」と、全市的というのをおっしゃっていました。その全市的検討での方向性を大山小にも生かしていくという。

例えば、先程の長塚委員の御意見に対応する形で「活性化」の前に、「さらなる」という言葉と、小中一貫教育の説明文のところに「全市的な」という言葉を、もし委員の皆さんの了解が取れば、ここに加えたいと思うんですけども。

具体的に言えば、4ページの上のところ、「大山小学校のさらなる活性化に向けた」という文言と、それと7番の1丸目、「系統のかつ連続性のある教育を目指す小中一貫教育の検討を全市的に進めます」のところへの追記です。

これは議案なので、後ほど採決の際に私のほうから改めて委員の皆さんには御了解を諮りたいと思います。

ほかに意見はございますでしょうか。

○委員【桑原公美子】 基本的なことなのですが、アンケート調査の対象というのはどのあたりなのでしょう。

○参事（兼）教育総務課長【瀬尾哲也】 今ちょうど事務局のほうで検討している最中なんですけれど、今想定しているのが、現役の児童と保護者、全市の学校の先生と、地域住民ということで、大山・子易地区の全世帯と、そして今の中高生くらいまでの大山小学校の卒業生をアンケートの対象にしたいということで考えています。あと大山・子易地区の6歳未満の子を持つ保護者を想定しています。

○委員【桑原公美子】 児童と保護者というのは、大山地区に限らずですか。

○参事（兼）教育総務課長【瀬尾哲也】 大山・子易地区のみです。

○委員【桑原公美子】 教職員は全市ですか。

○参事（兼）教育総務課長【瀬尾哲也】 全市を想定しています。

○委員【桑原公美子】 地域の方は全世帯ですか。

○参事（兼）教育総務課長【瀬尾哲也】 はい。

○委員【桑原公美子】 大山地域の全世帯。

○参事（兼）教育総務課長【瀬尾哲也】 そうです。児童については、今、区域外から通っている子、卒業生も含めてということです。

○委員【桑原公美子】 では、区域外から入ってきた子どもはアンケートの対象になるということなんですけれど、卒業した区域外から来た人の親というのも入りますか。つまり、何でここを選んだのか、そこでのメリットというのは、保護者の意向が出るのかなと思ったので。

○参事（兼）教育総務課長【瀬尾哲也】 ありがとうございます。御意見を踏

まえて、検討します。

○教育長【宮村進一】 よろしいですか。

○委員【福田雅宏】 それを言うのであれば、小中一貫教育云々というのが入っているので、山王中学校区になりますよね。この山王中学校区まで広げるのはどうなんですか。

○参事（兼）教育総務課長【瀬尾哲也】 今回の段階では、大山小学校の現状をどう認識して、これからどうしていきたいということで、大山小学校区に絞ったアンケートということで、もし必要があれば、また次のステップでそういう聞き取りが必要になるかもしれません。

○教育部長【熊澤信一】 小中一貫教育につきましては、これは先ほど教育長も指摘していただいたように、全市的に来年度から改めて検討に着手してまいりますので、その検討がある程度熟した段階で、それが大山小学校の対策としてふさわしいものが何か出てくるのかどうか、少し時間をかけてこれから検討してまいりますので、そのタイミングで、また大山小学校の各論の議論に加えていけるかどうかということを検討いたしますから、今の段階で中学校区全体に、小中一貫教育も含めて何かアンケートというのは、まだ少し早いのかなというのが事務局の認識になります。

○参事（兼）教育総務課長【瀬尾哲也】 アンケートについては、どういう立て付けでやるかというのは、8月の研究会で御用意ができれば、委員の皆様にも御意見をいただきたいと思います。

○教育長【宮村進一】 それを御覧になって、いろいろまた言っていただいたほうが良いと思います。

よろしいですか。

それでは、これは議案ですので、日程第4、議案第24号「大山小学校の在り方検討に向けた基本的な方針の策定について」、原案のとおりなのですが、先ほど申し上げたとおり、4ページ文章に文言を2つ付け加えるといった案で決することで御異議はございませんか。

○教育長及び委員全員 （了承）

○教育長【宮村進一】 それでは、御異議がないものと認め、本案は今申し上げたとおりの修正案で可決・決定いたしました。ありがとうございました。

----- ○ -----

日程第5 議案第25号「第2期伊勢原市文化財保存活用地域計画策定の基本方針について」

○教育長【宮村進一】 続きまして、日程第5、議案第25号「第2期伊勢原市文化財保存活用地域計画策定の基本方針について」、提案説明をお願いします。

○教育部長【熊澤信一】 議案書の7ページを御覧ください。議案第25号「第2期伊勢原市文化財保存活用地域計画の基本方針について」につきましては、地

域の実情に応じた文化財保護体制の強化等を推進いたします文化財保存活用地域計画の基本方針を定める必要があるため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、次のページを御覧いただきたいと思います。

まず、項番の1、計画作成の趣旨でございます。本教育委員会では、令和3年度から7年間で計画期間といたしました伊勢原市文化財保存活用地域計画を作成し、文化財の保存と活用のバランスを図りながら、継続性・一貫性のある取組等を計画的に推進してまいりました。

現在の計画が令和9年度末で満了いたしますことから、現行計画の課題等を踏まえ、第2期の計画を作成し、文化庁の認定を目指すものでございます。

次に項番の2、計画の位置づけを御覧ください。本計画は、本市の歴史文化基本構想を継承・発展する計画といたしまして、文化財保護法及び市文化財保護条例の規定に基づき作成するものでございまして、本市の文化財行政における最上位の計画として位置づけてございます。

なお、本市の総合計画並びに教育振興基本計画等、その他の計画や法制度との整合等を図るものでございます。

続きまして項番の3、計画期間でございます。期間は、令和10年度から19年度までの10年間としてございます。

次に項番の4、計画の項目につきましては、お示しをしております、文化庁から指示がございましたそれぞれの項目を組み込んでございます。

次のページを御覧ください。項番の5、検討体制でございます。全部で5つお示ししておりますが、(1)文化庁、(2)第2期の伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会、(3)市文化財保護審議会、(4)市教育委員会議に諮りますとともに、住民意見の反映に努めながら計画策定を進めてまいります。

最後に項番の6、主なスケジュールでございます。令和9年の8月に、本計画を教育委員会議に議案として上程する予定としてございますので、御承知おきをいただきたいと思います。

私からの説明は以上となります。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

ただいまの提案説明について、御質問、御意見等、ありましたらお願いします。

前に委員の皆さんからも御意見いただいたところでございますが、最近の文化財関係の計画ですとか国の方針には、必ず保護・保存とセットで「活用」という言葉が入っておりまして、本市の計画の中にもそういった意味で、貴重な文化財をどう活用していくか、知ってもらふ、見てもらうかが課題です。また今日の会議の後の研究会の中でも、活用に関連したものを観ていただきますけれど、なかなか難しい面もあるとは思いますが、保存とともに活用というのもしっかりと知恵を絞ってやっていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、日程第5、議案第25号「第2期伊勢原市文化財保存活用地域計画策定の基本方針について」、原案のとおり決することで御異議はございませんか。

○教育長及び委員全員 (了承)

○教育長【宮村進一】 それでは御異議がないものと認め、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。ありがとうございました。

----- ○ -----

日程第6 議案第26号「伊勢原市学校給食運営審議会規則の一部を
改正する規則について」

○教育長【宮村進一】 続きまして、日程の第6、議案第26号「伊勢原市学校給食運営審議会規則の一部を改正する規則について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 それでは、議案書の10ページを御覧ください

伊勢原市学校給食運営審議会規則の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定によって提案するものでございます。

提案理由につきましては、委員に小学校長及び中学校長の代表者、並びに栄養教諭・学校栄養職員の代表者を位置づけるとともに、委員の任期を改める必要があるためでございます。

11ページが改正の内容ですが、12ページの新旧対照表を先に御覧ください。第3条第2項の箇所ですが、これまで、「その他教育委員会が必要と認める者」として、小学校長、中学校長及び栄養教諭を委員として任命をしておりましたが、これらの職が学校給食に関する審議をする上で継続的に重要であることから、その地位を明確にするため、規定に追加をするものでございます。

第4号に「市立小学校校長を代表する者」、第5号として「市立中学校の校長を代表する者」、第6号に「栄養教諭・学校栄養職員を代表する者」を追加し、「その他教育委員会が必要と認める者」を第7号にするものでございます。

戻りまして11ページになりますが、第4条は委員の任期を定めておりますが、現行の任期は年度の途中で委員が交代することになっていたため、審議の円滑な実施を図るため、委員の任期を改正するものでございます。

委員の任期の「2年」を、「委嘱の日の属する年度の翌々年度の4月末日まで」といたしたいと考えております。

次に、附則を御覧ください。本改正規則は令和8年11月1日から施行をいたします。附則の第2項には、委員の任期の特例を規定しており、令和8年11月1日から任命をする委員の任期は、通常であれば令和10年の4月末となりますが、任期が1年6か月となるため、令和11年の4月末までといたしたいということです。

説明は以上でございます。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの提案説明について、御質問、御意見などございましたらお願いします。

今まで実質、学校からも委員に入ってもらっていたわけですがけれども、それをしっかりと規則に位置づけるという趣旨でよろしいですかね。

いかがでしょうか。

それでは、日程第6、議案第26号「伊勢原市学校給食運営審議会規則の一部を改正する規則について」、この原案のとおり決することで御異議ございませんか。

○教育長及び委員全員 （了承）

○教育長【宮村進一】 御異議がないものと認め、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。ありがとうございました。

----- ○ -----

日程第7 議案第27号「令和9年度伊勢原市立小学校使用教科用図書の採択について」

○教育長【宮村進一】 続きまして、日程第7、議案第27号「令和9年度伊勢原市立小学校使用教科用図書の採択について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 議案書13ページ、議案第27号を御覧ください。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の規定に基づく、令和9年度伊勢原市立小学校において使用する教科用図書の採択について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

提案理由といたしましては、令和9年度伊勢原市立小学校において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

今年度は、令和5年度に採択をいたしました教科書及び発行者について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第19条による教科用図書発行者指定の取消しに該当する事柄がございませんので、昨年度と同一の教科書を採択するということを基に提案をするものでございます。

資料の14ページに一覧を掲載しております。その他、発行者一覧と教科書目録も併せて掲載しているところでございます。

説明は以上です。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございました。

ただいまの提案説明について、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

実際の提案の中身というのは14ページの一覧になります。これについては国の規定により、変更はしないというかできないという状況でございます。

御質問等ございませんでしたら、採決のほうに移らせていただきます。

ただいまの議案第27号につきまして、原案のとおり決することで御異議はございませんか。

○教育長及び委員全員 (了承)

○教育長【宮村進一】 それでは御異議がないものと認め、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。ありがとうございました。

----- ○ -----

日程第8 議案第28号「令和9年度伊勢原市立中学校使用教科用図書の採択について」

○教育長【宮村進一】 続いて日程第8、議案第28号「令和9年度伊勢原市立中学校使用教科用図書の採択について」、同様に提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 それでは、議案書43ページ、議案第28号を御覧ください。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条の規定に基づく、令和9年度伊勢原市立中学校において使用する教科用図書の採択について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案をいたします。

提案理由といたしましては、令和9年度伊勢原市立中学校において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

今年度は令和6年度に採択した教科用図書及び発行者について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第19条による教科用図書発行者指定の取消しに該当する事柄がございませんので、昨年度と同一の教科書を採択するというを基に提案をするものでございます。

資料44ページに一覧がございます。45ページには発行者一覧、46ページには教科書の目録を掲載しております。

説明は以上でございます。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

基本的には、ただいま行いました小学校と同様の提案になります。もし、御質問、御意見がないようでしたら、採決を行ってよろしいでしょうか。

それでは、日程第8、議案第28号につきまして、原案のとおり決することで御異議はございませんか。

○教育長及び委員全員 (了承)

○教育長【宮村進一】 御異議がないものと認め、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。ありがとうございました。

----- ○ -----

日程第9 議案第29号「令和9年度伊勢原市立小中学校の特別支援

学級において使用する教科用図書の採択について」

○教育長【宮村進一】 続いて日程第9になります。議案第29号「令和9年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 それでは、議案書62ページを御覧ください。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第14条、並びに学校教育法附則第9条の規定に基づく、令和9年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択につきまして、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

提案理由といたしましては、令和9年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

63ページから68ページにありますとおり、A3版になりますが、令和9年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書一覧につきましては、各学校において、特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の力を伸ばすために、教科書図書に代わるものとして、より適切な一般図書及び文部科学省著作教科書を選定し、その報告を受け、作成したものでございます。

つきましては、一覧にあるとおり採択することを提案いたしますものでございます。説明は以上です。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

これにつきまして、御質問、御意見ありましたらお願いします。

では私から。ここには一覧という形で便宜上ずらっと並べていますけれども、実際のところは各学校が児童生徒の実態を踏まえて、いろんな相談、協議をする中で選ばれて、それを集約して並べていただいたのがこの一覧ということで、この中に14校分のそれぞれの実態に応じた教科書が入っているという理解でよろしいですか。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 はい、そのとおりです。

○教育長【宮村進一】 あと、先ほど説明の中で、教科用図書に代わってというお話がありましたけれど、特別支援学級に在籍する児童生徒には、通常学級の児童生徒に配付する、いわゆる一般の教科書というか、先ほど採択した教科書というのは無償措置されないのでしょうか。それとも、された上でこれが行くということなののでしょうか。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 先ほど申し上げたとおり、通常の学級で使用する教科用図書に代わるものとなります。

○教育長【宮村進一】 分かりました。

ほか、御質問、御意見等いかがでしょうか。

○委員【長塚繁昭】 質問というか感想に近いのですが、それぞれの児童生徒

に合った本を選ぶというのは、とても大変なことだと思うんです。通常学級の検定教科書の話であっても、数社の中から選んでという話になる。こんな膨大なものの中から、その児童生徒一人一人の発達の段階に合ったものを選ぶということは大変な作業だと思います。そういった中で一人一人に合ったとなると、それぞれ実情が違うわけですから、これだけの数ができて、その子に合ったものとして、例えば国語なら国語を1つ渡される形だと思うのですが、場合によっては、検定教科書というか、通常の学級のお子さんがもらうものを、この子はその教科はそれを使いますよということもあり得るのですか。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 授業の中ではそういったケースもあります。

○委員【長塚繁昭】 その子に実態に合わせてということですか。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 はい。実態に合わせて、そういうこともあります。

○委員【長塚繁昭】 その御苦労は大変なことだなと思います。その中で子どもたちに適切なものということで、膨大なものになるのだなと思いました。これは感想です。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○委員【福田雅宏】 質問していいですか。この一覧表、A3の、すごくまとまっているんですけど、これ、この一覧表に載っていない出版物もあるんですか。

何で聞いたかという、中学校の社会や技術・家庭科の技術部門とかって1社ずつしか出ていないですよ。だから、それ以外もあるのかなと。なければ、これを選ばざるを得ないんだろうなと。

○教育長【宮村進一】 一般図書については本当に広く、国や県がこういったものもあるよというリストがあります。ただ、それはあくまで参考なので、それ以外からも選んでいいことになっているんです。

特別支援学級の関係では、これよりもっと幅広のリストがあって、その中学校は選んでいます。あるいは、その幅広のリスト以外のところからでも選ぶ可能性はあります。

○委員【福田雅宏】 では、この一覧が全部網羅されているわけではないということですね。

○教育長【宮村進一】 そうです。選んだ結果がこの一覧ということです。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 そうです。その中の、リストに載っていないものもありますけれど、その中で、その子に合ったものということで選ばれているものがここに挙がっているということなので。これでしか選べないということではありません。

○委員【福田雅宏】 そういう意味で選ぶのが大変ということですね。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 はい。

○委員【福田雅宏】 ありがとうございます。

○委員【長塚繁昭】 だから、この本の行く先は誰になるというのがもう決まっているということですよ。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 はい。

○教育長【宮村進一】 ほか、いかがでしょうか。

それでは、日程第 9、議案第 29 号「令和 9 年度市原市小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」、原案のとおり決することで御異議はございませんか。

○教育長及び委員全員 (了承)

○教育長【宮村進一】 それでは御異議がないものと認め、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。ありがとうございました。

----- ○ -----

【非公開】

日程第 10 報告第 1 号「教育委員会事務局職員の懲戒について」

----- ○ -----

その他

○教育長【宮村進一】 続きまして、その他でございます。委員の皆さんから何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、事務局からは何かございますか。

いいですか。それでは、最後に、来月の定例会の日程をお願いします。

○参事（兼）教育総務課長【瀬尾哲也】 次回 8 月の定例会は、8 月 25 日の火曜日、午前 10 時 30 分から、場所は市役所本庁舎 3 階の議会第 3 委員会室となります。

以上です。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございました。

それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会といたします。ありがとうございました。

----- ○ -----

午後 3 時 37 分 閉会